

飯塚市障がい者施策推進協議会 会議資料(資料1)における質問及び回答書

資料番号1:「第3期飯塚市障がい者計画 推進状況等について」

資料番号2:「第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画 進捗状況等について」

質問番号	資料番号	ページ	事業番号	事業名	質問	回答	所管課
1	1	1	3	障がい特性等に関する知識の普及啓発	ヘルプマークの周知について (私の娘は、関東に住む知人からもらったヘルプマークのストラップをリュックにつけていますが、飯塚でも配布されているとは知りませんでした。窓口で手続で伺うことも多々ありますが、それらしい案内を見たことがなく、職員さんに勧められたことがありません。とても良いものだと思うので、もう少し積極的に案内いただけないでしょうか。)	現在窓口では、デスクマットに挟んでいるチラシをたまたま見られた方や友人から聞いた等をきっかけに申込みがあるというような受動的な案内となっております。そのため、本年度はヘルプマークのこともっと知っていただきたいと考え、10月に開催した「みんなの健幸・福祉のつどい」にて、社会・障がい者福祉課のブースで取り上げ、ポスターの掲示、会場での申込み受付、配布を実施し、5件お渡しすることができました。 また、来月の広報いづか(12月号)で障がい者週間の記事の一つとしてヘルプマークの取り上げて掲載いたします。ヘルプマークの理解と周知を継続して実施し、窓口時での積極的な案内も進めてまいります。	社会・障がい者福祉課
2	1	3	9	成年後見制度の利用促進	この制度のみならず、大人用の『障がい者ガイドブック』についての質問です。文字だらけ(しかも漢字や専門用語が多い)で、とても理解が難しいです。スペシャルサポートガイドブックのように、イラストや写真を入れて、もっとわかりやすく作れないでしょうか。	障がい者ガイドブックですが、内容は市の各課や関係団体からの情報の集約によるものとなっております。集約した内容をレイアウトするのは職員による校正となるため、各課や団体から頂いた原稿を、そのまま掲載するため文字がどうしても多くなってしまっており、どうしても統一感がないものとなっております。 本年度はスペシャルサポートガイドブックに併せて、隔年で作成とすることを検討しており、そうすることで、現在の障がい者マークの紹介の2ページのみとなっているカラーページを増やし、団体紹介等のページをカラーにして活動写真の提供をしてもらうこと等を検討しています。 来年度のガイドブックの構成を12月頃より始めてまいりますので、より見やすく、よりわかりやすい冊子とできるよう進めてまいります。	社会・障がい者福祉課
3	1	9	24	「障がい者生活支援センター」における相談支援事業	相談事業の中で、相談支援を受けて、解決状況はどの位になっているのか。	相談に対する支援内容として、14の分類をしております。最も多いのが、4.福祉サービス利用に関する支援、次いで4.日常生活に関する支援、3.病気に関する支援となっております。 支援内容は多岐にわたるケースもあるため、各関係機関と連携するなどして支援を進めております。 :訂正箇所:事業名のうち「障がい者生活支援センター」とあるのは、「障がい者基幹相談支援センター」に名称変更しております。	社会・障がい者福祉課

飯塚市障がい者施策推進協議会 会議資料(資料1)における質問及び回答書

資料番号1:「第3期飯塚市障がい者計画 推進状況等について」

資料番号2:「第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画 進捗状況等について」

質問番号	資料番号	ページ	事業番号	事業名	質問	回答	所管課
4	1	11	32	福祉タクシー利用券の交付	「在宅の重度障がい者がタクシーを利用する際のタクシー料金を助成する福祉タクシー利用券を交付します。」とあるが、 ①グループホームの利用者は対象となるのか ②利用券の金額はいくらか	<p>①福祉タクシー利用券については、対象者は在宅の心身に重度の障がい者を有する者としており、対象者の除外として施設又は病院に入所又は入院している者は除くものとしております。飯塚市福祉タクシー事業実施要綱2条の2に該当する施設は除くものとなります。グループホームはこの除外施設に含まれませんので利用者は対象となります。</p> <p>交付できる施設等(例) ① 小規模多機能型居宅介護施設 ② 住宅型有料老人ホーム ③ グループホーム ④ サービス付き高齢者向け住宅 ⑤ ショートステイ</p> <p>交付できない施設等(例) ① ケアハウス(軽費老人ホーム) ② 老人保健施設(老健) ③ 老人福祉施設(特養) ④ 療養介護施設(介護医療院)</p> <p>②利用券の金額は、基本料金分を助成することとしておりますので、現在は一般のタクシーで1枚当たり780円の助成となります。なお、発行枚数は1月当たり4枚とし年間最大48枚の発行となっております。 ※福祉タクシー券の詳細は別添資料飯塚市福祉タクシー事業実施要綱を添付しております。</p>	社会・障がい者福祉課
5	1	12		【施策名】 雇用の場の確保と拡大	:実例報告: 就労先と住まいの場(グループホーム)の距離が遠く、乗り換えや徒歩も加えると、本人にとって大変なことであった。数年前より海外の人々が就職され、コミュニケーションにも大きな問題が発生した。しかし、頑張って18年間働くことができた。今年度から就労移行支援事業へと移行されているようだ。		

資料番号1:「第3期飯塚市障がい者計画 推進状況等について」

資料番号2:「第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画 進捗状況等について」

質問番号	資料番号	ページ	事業番号	事業名	質問	回答	所管課
6	1	18	59	社会教育施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合体育館の障がい者用の駐車場から玄関まで雨よけがありません。また、期日前投票会場になる庄内交流センター別館は、スロープどころか玄関先にも雨よけがなく、車いすや杖をつく方たち、ベビーカーの親子など、雨の日は大変そうです。改築する予定はありますか？ ・ 視覚障がい者が、停電などエレベーターが使えない場合に階段を利用するときに、手すりに点字で階数を知らせるシールを貼っている施設があります。飯塚市内の施設でも、実行されていますか？ 	<p>・ 庄内交流センター別館については、正面玄関横にスロープの設置はありますが、ご指摘のとおり雨除けとなる庇等が無く、併設されている子育て支援センターをはじめとする施設利用者に大変ご不便をおかけしているところですので、今後改築等の必要性について検討を行って参ります。</p> <p>総合体育館については雨よけを追加で設置する予定は今のところございません。今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>・ 視覚障がい者が、停電などエレベーターが使えない場合に階段を利用するときに、手すりに点字で階数を知らせるシールを貼っている施設を調査したところ、7施設点字標記のある施設がありました。(本庁舎、幸袋交流センター、立岩交流センター、イイヅカコミュニティセンター、コスモスコモン、筑穂支所、飯塚市総合体育館)</p> <p>福岡県福祉のまちづくり条例によると手すり点字表示については「望ましい基準」となっております。比較的新しく建った建物については手すり点字がある施設が多いですが、上述のように手すり点字は「整備基準」ではないため、比較的新しい施設ではありますが手すり点字の設置がない施設もございます。</p>	<p>スポーツ振興課 まちづくり推進課 関係各課</p>

資料番号1:「第3期飯塚市障がい者計画 推進状況等について」

資料番号2:「第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画 進捗状況等について」

質問番号	資料番号	ページ	事業番号	事業名	質問	回答	所管課
7	1	18		【施策名】 防災・防犯体制の整備	グループホームが飯塚市内の近郊に2倍の勢いで増えているが、特に火災、地震の発生を含め、自治会等、住民への理解を深めていく必要があると考える。	<p>グループホームの災害時の対応や地域の皆様の理解の推進についてですが、市が管理する避難行動支援者名簿にはグループホームへの入所者は原則含まれておりません。これは、各々のグループホームが作成する運営規程において、非常災害対策についても定めることになっており、災害時への対応は施設毎に責任を持って行って頂いているところであります。</p> <p>また、令和6年4月の障害福祉サービスの報酬改定において、居住系サービスである障害者支援施設及び共同生活援助において、各事業所で地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれおおむね1年に1回以上）が義務付けられました（令和6年度は努力義務、令和7年度以降は義務）。施設等は、単に事業者に求められる義務として受け止めるのではなく、利用者がその人らしく安心して暮らすことができるよう、この仕組みをうまく活用しながら、施設等と地域との連携を推進し、事業運営に活かしていくことが重要とされたところです。</p> <p>とはいえ、施設のみで行えないことも多くございますので、地域の皆さんへの施設への理解を深めることは、安全安心なまちづくりの推進には必要なことであります。</p> <p>地域への理解を深める啓発は関係各課と連携し手法を考え実施してまいりたいと考えますので、何か良い手法等がございましたら各委員の皆様の視点からご意見もいただければと思います。</p> <p>【案】 (周知) ・自治会長会や民生委員、児童委員の皆さんへの、各地区でのグループホームの情報提供 (地域づくり) ・ブッシュ型周知として、グループホームに、地域で開催される講座やイベントを随時お知らせする ・グループホームに、地域で開催される講座やイベントへの積極的参加の呼びかけを行う</p>	社会・障がい者福祉課

飯塚市障がい者施策推進協議会 会議資料(資料1)における質問及び回答書

資料番号1:「第3期飯塚市障がい者計画 推進状況等について」

資料番号2:「第6期飯塚市障がい福祉計画・第2期飯塚市障がい児福祉計画 進捗状況等について」

質問番号	資料番号	ページ	事業番号	事業名	質問	回答	所管課
8	2	16	3	進捗状況等の評価	「障がい福祉サービスの指定に必要な市町村意見書の発行を中断する」というのは、どこに向けての意見書で、どのような内容なのでしょうか。	障がい福祉サービス指定に係る市町村意見書は、指定権者である福岡県へ向けたものになります。 内容としては、障がい者(児)福祉計画に沿ったもの、あるいは利用者の需要と現状に則したものであるかを確認するための意見書となっており、飯塚市では、障がい者(児)福祉計画による利用者見込と実績から、需要があるかどうかを意見として記載しています。令和6年1月9日開催の「第5回飯塚市障がい者施策推進協議会」において、事業所数は充足状況にあるため、現状の事業所数以上の増加は望ましくないとし、意見書の発行を中断しております。	社会・障がい者福祉課